

紀北広域連合会計規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
<p>(前金払の限度額)</p> <p>第47条 前条第1項第3号に規定する経費について前金払をする場合の限度額は<u>契約金額の10分の4の額とし、測量・コンサルタント業務又は製造の請負の場合は契約金額の10分の3の額とする。</u></p> <p>2 前条第1項第3号に規定する経費のうち土木建築に関する工事(コンサルタント業務及び製造の請負を除く。)であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものにおいて、前項の範囲内で既にした前金払に追加してする前金払の額は、<u>契約金額の10分の2の額を超えない範囲の額とする。</u></p> <p>(1) <u>工期の2分の1を経過していること。</u></p> <p>(2) <u>工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。</u></p> <p>(3) <u>既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。</u></p>	<p>(前金払の限度額)</p> <p>第47条 前条第3号に規定する経費について前金払をする場合の限度額は<u>契約金額の10分の3の額とする。</u></p>
<p>(最低制限価格の作成)</p> <p>第81条 広域連合長は、工事又は製造その他についての請負を一般競争入札に付する場合において、令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設ける必要があるときは、前条第1項の規定の例により<u>予定価格から10分の7.5までの範囲内でこれを定め、同条第2項に規定する予定価格調書に当該最低制限価格を併せて記載しなければならない。</u></p> <p>2 前条第3項及び第4項の規定は、最低制限価格の作成にこれを準用する。</p>	<p>(最低制限価格の作成)</p> <p>第81条 広域連合長は、工事又は製造その他についての請負を一般競争入札に付する場合において、令第167条の10第2項の規定による最低制限価格を設ける必要があるときは、前条第1項の規定の例により<u>予定価格の10分の9から10分の7までの範囲内でこれを定め、同条第2項に規定する予定価格調書に当該最低制限価格を併せて記載しなければならない。</u></p> <p>2 前条第3項及び第4項の規定は、最低制限価格の作成にこれを準用する。</p>
<p>(契約保証金)</p> <p>第103条 広域連合長は、契約を締結したときは、直ちに契約者をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(契約保証金)</p> <p>第103条 広域連合長は、契約を締結したときは、直ちに契約者をして契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

新	旧
<p>3 広域連合長は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2か年の間に<u>国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）</u>、<u>地方公共団体及びこれらに類する団体</u>と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>(4)～(6) 省略</p> <p>(7) 契約の相手方が、<u>国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）</u>、<u>地方公共団体及びこれらに類する団体</u>であるとき。</p> <p>(8) <u>その他契約の性質上、契約保証金を納付させる必要がないと認められるとき。</u></p>	<p>3 広域連合長は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2か年の間に<u>広域連合</u>と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>(4)～(6) 省略</p>
<p>4 省略</p>	<p>4 省略</p>